

## 廃棄物実態調査Q & A集

### Q1. 調査票が重複して送付されてきました。どうすればいいですか？

調査票の形式により対応が異なります。次の確認をお願いします。

#### ① 調査票の形式が同じだった場合

重複しているいずれかの調査票に記入してください。

記入しなかった調査票も含め、全ての調査票を返送してください。

#### ② 調査票の形式が異なる場合

調査上の重複となります。事業ごとに廃棄物の状況を記入してください。

例えば、建設業と製造業の場合、建設業の用紙には自社の建設工事に伴う廃棄物の状況を、製造業の用紙には製造工程に伴う廃棄物の状況を、それぞれ記入し返送してください。

### Q2. 廃業、休業、県外移転により事業を行っていませんが、回答する必要がありますか？

調査票の余白部分に廃業、休業、県外移転と記入し、返送してください。

### Q3. 旧住所または旧社名で届いたのですが、どうすればいいですか？

調査票の余白部分に「住所変更」または「社名変更」と記入し、新しい社名または新しい住所を記入した上で、廃棄物に関する内容を記入し返送してください。

※住所変更の場合は、県内移転に限ります。県外移転の場合はQ2.を参照してください。

### Q4. 産業廃棄物が発生しなかったのですが、その場合も回答が必要ですか？

調査票（その1）のみ記入し、返送してください。

### Q5. 県内に複数の事業所があるのですが、1つの事業所だけに調査票が届きました。他の事業所の廃棄物も併せて記入するのですか？

調査票が届いた事業所で発生した産業廃棄物についてのみ記入してください。

ただし、建設業の場合はその事業所が県内で行った工事から発生した廃棄物を全て記入してください。

### Q6. 同一敷地内にある複数の事業所でまとめて廃棄物を処理しており、事業所ごとに把握していない。

「事業の概要」部分に同一敷地内全ての事業所の合計数を記入した上で、廃棄物に関する内容を記入し返送してください。

### Q7. 会社で集計している年度と合わず、集計ができません。

決算などから、調査年度と集計している時期が合わない場合は、直近の時期で記入してください。

**Q8. 年間発生量や委託先などがよくわからないのですが。**

廃棄物の処理を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考に記入してください。

また、金属くずや廃油などを有価で売却し、発生量が正確にわからない場合などは、何tトラック何台分、ドラム缶何個分、月平均何kgなどのように推計して記入してください。

**Q9. 廃棄物の分類番号表に載っておらず、分類番号が分かりません。**

別添の廃棄物分類表に該当しない廃棄物は対象外ですので、原則として記載不要ですが、廃棄物分類表にない廃棄物で産業廃棄物として処理しているものがあれば記載してください。その場合、廃棄物の名称を具体的に記載し、分類番号は空欄としてください。

混合物については、マニフェスト伝票を参考にするか構成割合によりいずれかに分類してください。または、上記のように廃棄物の名称を具体的に記載し、分類番号は空欄としてください。

**Q10. 自社で焼却(脱水)していますが、処理後の量しかわかりません。**

焼却処理の場合、処理前の量については概算で記入してください。脱水処理の場合は計算式に従って計算してください。含水率が不明の場合は処理後量のみを記入で結構です。

**Q11. 廃棄物の量をトン(t)やキログラム(kg)で把握していない。**

把握している単位の量で結構ですが、その際は必ず単位を記入してください。

**Q12. 提出期限内に間に合いそうにないのですが、どうすればいいですか？**

期限が過ぎていても記入・返送をお願いします。